

本学学生が新型コロナウイルス・インフルエンザ等に罹患した場合の対応について

2023 年 5 月 8 日（月）に、新型コロナウイルスが感染法上の「2 類相当」から「5 類」に引き下げられることを受け、以下のように対応を変更します。

【変更の要旨】

- ①「出校停止」となるのは、新型コロナウイルス、インフルエンザ等を罹患した学生、その疑いがあると医師に診断された学生のみとなります。今まで「出校停止」の対象となっていた、発熱・風邪症状のある者、濃厚接触者、新型コロナウイルスワクチンを接種した者やその後に副反応等を発現した者等は、出校停止として取り扱わなくなります。
- ②学校保健安全法施行規則で定められた「学校において予防すべき感染症（結核等）」に感染した場合も、「出校停止」となりますので、「学校において予防すべき感染症罹患時の連絡フォーム」に入力してください。

1. 新型コロナウイルス、インフルエンザ等に罹患した場合

- (1) 発熱・風邪症状がある場合は、以下のいずれかの方法を推奨します。
 - ①薬局等で**抗原検査キット**（体外診断用医薬品・第 1 類医薬品）を購入し、自宅で使用する。
 - ②**病院を受診**し、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の検査を行う。
- (2) 新型コロナウイルス、インフルエンザへの感染が確認された場合（あるいはその疑いがあると医師に診断された場合）、「出校停止」となります（出校停止の始期は原則「発症日」を 0 日目とします。無症状の場合は、「検体採取日」を 0 日目とします）。ご自分の症状を「学校において予防すべき感染症罹患時の連絡フォーム」に入力してください。また、下表の書類を学務課に提出してください。
その他の「学校において予防すべき感染症（結核等）」に感染した場合も、「出校停止」となりますので、「学校において予防すべき感染症罹患時の連絡フォーム」に入力してください。

感染症の種類	学務課に提出すべき書類
新型コロナウイルス	①、②のいずれかを提出してください。 ① 陽性を示す抗原検査キットの画像 ②公的機関・医療機関・薬局等が発行する「 感染したことがわかる書類 （特効薬処方箋の明細書等）」 ※①、②いずれも提出できない場合は学務課に相談してください。
インフルエンザ	
その他、学校において予防すべき感染症（結核等）	診断書

- (3) 療養期間の基準は、下記の通りです。

感染症の種類	出校停止期間
新型コロナウイルス	発症した後 5 日 を経過し、かつ解熱・症状軽快後、 1 日 を経過するまで
インフルエンザ	発症した後 5 日 を経過し、かつ解熱・症状軽快後、 2 日 を経過するまで
その他、学校において予防すべき感染症（結核等）	学校保健安全法施行規則の定める期間

- (4) 「出校停止期間」は必ず学務課に確認してください。出校停止期間に欠席した授業は、「個別補習」

の対象とします。個別補習の内容（短時間での説明・指示、レポート課題の提出、オンデマンド受講、zoom 受講等）は科目責任教員及び授業担当教員が決めます。学生は、個別補習を受けることで、出校停止期間に欠席した授業が「出席」となります。

- (5) 学務課から「出校停止」と指示されたら、欠席する授業の担当教員に対し「出校停止のため欠席する」旨を伝えるとともに、個別補習の内容について確認してください（教員によっては、個別補習の内容を出校停止終了後に指示することがあります）。ただし、体調不良のため欠席する旨を連絡できない場合は、体調が回復してから連絡してください。

- (6) 学務課から出校停止が終了した旨の指示があった後、「学校において予防すべき感染症等に関連する出校停止報告書（PDF ファイル）」がメールで送信されます。

メールで当報告書を受信してから「**7 日**」以内（土・日・祝日も期間に含める。受信した日を「0 日」とする）に、出校停止中に欠席した授業の担当教員に対し、この報告書をメールに添付し送信してください（プリントアウトして直接手渡しても構いません）。その際、まだ欠席した授業の「個別補習の内容」を確認していない場合は、必ず自ら担当教員に確認してください。

①期限内に担当教員に当報告書を送らなかった場合は、「通常の欠席」となりますので、十分ご注意ください。

②「7 日」以内に当報告書を担当教員にメールで送れない特別な事情がある方は、事前に学務課にご相談ください。

③担当教員の連絡先は、T-NAVI ログイン画面を下にスクロールしたところにある「教員連絡先一覧」をご参考になしてください。

- (7) 新型コロナウイルスに感染した場合、「発症 2 日前から発症後 7～10 日間はウイルスを（飛沫等により）排出している」と言われていることから、出校停止が解除された後も、発症から **10 日間**は不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください。

- (8) 新型コロナウイルスの「後遺症」にお悩みの方は、保健相談室に相談してください。

※何か不明な点、確認したい点がありましたら、いつでも学務課学生担当にご連絡ください。

・学務課学生担当 tel : 011-792-9204

・学務課学生担当メールアドレス : gakuseitanto@tenshi.ac.jp

以 上